

松本市有林 J-クレジット共同創出事業 仕様書

1 事業名

松本市有林 J-クレジット共同創出事業

2 目的

松本市有林を対象に、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下、「J-クレジット制度」という。）に基づく J-クレジットの創出・販売を行うことにより、持続可能な森林経営に向けて森林整備・森林施策の拡充や森林資源の更なる価値向上を図ることを目的とする。

3 事業期間

協定締結日から令和 17 年 3 月 31 日まで（認証対象期間最終年度の翌年度まで）

※ プロジェクト期間は約 8 年を想定する。

4 対象森林及び面積

松本市有林 約 12,103ha

※ 対象森林及び面積は現時点のものであり、業務過程において変動が生じる場合がある。

5 制度文書

事業の実施に当たっては、本仕様書の定めによるほか、次の J-クレジット制度事務局が定める最新の制度文書を遵守して実施するものとする。

- (1) 実施要綱
- (2) 実施規定（プロジェクト実施者向け）
- (3) 実施規定（審査機関向け）
- (4) モニタリング・算定規定
- (5) 方法論策定規定
- (6) 約款

6 事業内容

業務概要及び役割分担は次の表のとおりとする。

なお、役割分担表に掲げる作業に要する費用は、各々が負担する。

また、詳細な事項については、プロポーザルにより提案された提案書及び協定締結時の協議等を踏まえ決定する。

(1) プロジェクト計画書作成・登録申請

「プロジェクト計画書」を作成し、審査機関による妥当性確認を受けたうえで制度管理者へ登録申請を行う。

(2) モニタリング実施・報告書作成

プロジェクト計画書に基づき対象となる期間におけるモニタリングを毎年実施し、CO₂吸収量を算定のうえ、「モニタリング報告書」を作成する。審査機関による検証を受けたうえで制度管理者へJ-クレジットの認証申請を行う。

(3) クレジットの販売

認証されたJ-クレジットを活用し、購入先を募集して市との協議を経て販売業務を行う。

(4) 実績報告

各年度のJ-クレジットの創出状況及びそれに要した経費、販売状況について、本市に報告する。

(5) 打合せ

業務に関する打合せは、必要に応じて適宜実施するものとする。

実施方法は原則対面とするが、状況に応じてオンラインでの打合せも可とする。

(役割分担表)

	作業項目	松本市	共同創出者
森林整備	森林整備、管理	○	
プロジェクト登録	プロジェクト計画書作成		○
	審査機関への審査依頼、対応	△ (現地検査同行)	○
	プロジェクト登録申請		○
モニタリング及びクレジット認証	モニタリング		○
	モニタリング報告書作成	△ (現地調査同行)	○
	審査機関への検証依頼、対応	△ (現地検査同行)	○
	クレジット認証及び発行申請		○
クレジット販売	販売先の選定・販売		○

7 業務実施上の条件

公募型プロポーザルの企画提案書の内容以外にもヒアリング審査時のプレゼンテーションにおける提案内容（仕様書の業務内容以外の創意工夫等）は、必ず履行すること。

8 秘密の保持等

(1) 本業務で取り扱う情報については、個人情報、本市から貸与された資料及び情報を適正に管理するものとする。なお、共同創出者が第三者に解析、収集等を依頼する場合は、本市に書面により協議し、承諾を受けなければならない。

(2) 共同創出者は、機密情報提供、返却等の授受については、本市と協議のうえ行うものとする。

9 提供資料の取扱い

(1) 提供資料

- ア 森林経営計画
- イ 森林簿
- ウ 森林計画図（林班図）
- エ その他本市が必要と認め指定するもの

(2) 閲覧を目的とするため、原則、複写をしないものとする。

(3) 共同創出者は、提供資料を破損・紛失・盗難などの事故がないように管理し本業務が完了したとき、協定が解除されたとき、又は本業務の遂行上不要となったときは、速やかに返却を行うものとする。

10 守秘義務

(1) 共同創出者は、協定から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は対処してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に開示又は漏洩してはならず、業務の完了後も同様とする。

(2) 業務で使用する各種資料及びデータに含まれる情報等、情報の機密性が高く求められる資料を利用するため、紛失又は漏洩のないよう格別な注意を払うものとする。

11 紛争の回避

共同創出者は業務の遂行のため他人の土地に立ち入る場合、あらかじめ土地所有者の承諾を得るなど、紛争が起こらないよう留意すること。

12 諸事故の処理

(1) 共同創出者は、情報の漏洩を含む諸事故等については、速やかに本市に連絡するものとする。

(2) 本業務によって生じた諸事故及び第三者に与えた損害は、その原因が共同創出者による場合、共同創出者の責任により解決しなければならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、本業務に係る協定期間の満了後又は協定解除後も同様とする。

13 疑義

本仕様書に明示がない事項又は疑義が生じた場合は、本市と共同創出者の協議の上、決定するものとする。

14 担当

担 当 松本市環境エネルギー一部森林環境課 池田
TEL 0263-78-3003（直通）
FAX 0263-78-3942
メール shinrin-k@city.matsumoto.lg.jp